

本定例会は12月20日に招集され、会期を2日間と定め、21日に審議等を終え閉会しました。なお、行政報告及び各議案の主な内容、議決結果は次のとおりです。

上村町長の行政報告

瀬戸内の海は冬の恵みを育み、春の豊かさを迎える時候になりました。

本日は平成24年第4回の定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、先日の臨時議会におきましては、全ての案件を原案通り御決定いただき、第3期「上島町」にとつて、この上ない新たな歩みの始まりとなりましたことを、改めて感謝申し上げます。

さて、私の町政に携わる所信につきましては、先の臨時議会において報告致しましたので、本日は9月定例議会後の主な活動状況や行政運営の現状を中心とした主な事項の行政報告とさせていただきます。

9月20日、町内にある7つの給油事業所と「災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定」を締結いたしました。この協定は、東南海・南海地震などの大規模災害時を想定し、災害応急対策業務で使用する車両・船舶・発電機用の燃料

が必要となつたとき、優先的に供給の協力を求めることができるという内容で、災害時の救助活動等の強化と、より円滑な支援活動が可能となります。

10月1日、3人目の「島おこし協力隊員」として金森さんが魚島地区に就任しました。「島おこし協力隊」は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化を図つていくことを目的とする取り組みです。金森さんの抱負は、「魚島地区において、何か新しい産業の基盤を形成できればと思っています。」とのことですので、魚島地区のみならず上島町全地区の皆様の温かいサポートをお願いいたします。

10月3日、上島町の代表監査委員である金本鎮雄さんが「平成24年度町村監査功労者表彰」を全

国町村監査委員協議会から授与されました。これは、金本さんが合併前の旧岩城村時代の平成14年から代表監査委員に就任されて以来、上島町発足後も引き続き定期監査をはじめ各監査に尽力され、町の発展に貢献されたことが認められたものです。

金本さんは、先の臨時議会において監査委員就任の同意をいただきましたので、今後4年間も行財政のお目付け役として行政に対する住民の信頼性を更に高める御指導をお願い致します。

10月15日、離島振興法改正・延長実現感謝会が東京で開催され、来賓として与野党の国会議員が出席、離島の新時代の礎となる改正法に対するお礼と離島活性化交付金等の積極的な活用方等活発な意見交換を行いました。

11月11日、岩城島において「青いレモンまつり＆しまなみ・かんきつフェスタ2012」が開催されました。島内外から約1200人の来場者をお迎えし、レモンコンテストや農産物品評会等のイベントが好評の内に行われました。イベントの準備・運営にご尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

11月16日、全国過疎地域自立促進連盟定期総会が東京で開催、衆議院の解散の影響もあり、国会議員の出席は十数名ではありましたがあが、上島町にとって重要な件である、「地方交付税の充実・強化」「過疎債必要額の確保」等6項目を決議・要望として可決しました。

11月23日、上島町から1名職員派遣を行つてゐる被災地宮城県山元町の「心をひとつに山元町ふれあい産業祭」に参加してきました。上島町職員を含む6名が上島町特産品を販売しましたが、その内4名はボランティアで参加してくれた町民の有志であり、心からの感謝を申し上げたいと思います。特産品はレモンポークの串焼き等で、その売上金を全額寄付させていただいたことも含め、「島の味」が復興支援の一助になればと願っています。

山元町には何度も訪問させていただいておりましたが、復旧・復興ま



山元町ふれあい産業祭



青いレモンまつり＆しまなみ・かんきつフェスタ2012

での道のりは長く、継続的な支援が必要ありますので、今後とも上島町をあげての支援活動にご協力をお願い致します。

翌24日には、全国の島々が東京に集う「アイランダー2012」に参加、

上島町への関心を高めて

いたくとも、観光等での来訪につなげるため、島の魅力を体験する情報や島での定住情報など幅広くPR活動を行いました。

その他、9月から11月までには、文化とスポー

ツの秋にふさわしく、運動会や敬老会、秋祭りや文化祭など各島々・各地域において数多くの行事が開催され、直接参加させていたくことで上島町のパワーと伝統文化の深さを再認識致しました。

次に、行政運営関係の報告を行います。

まず、補正予算で計上しました「長江フェリー

の実証実験」夏季7・8月分の結果が出ました。

実証実験の概要は、土生港発終便の20時20分発以降に一往復増便することにより、岩城地区住民の利便性向上に向けて調査するものでした。その結果は、2カ月で旅客が407人、車両が246台というものでした。今後、冬季の12月、1月の2ヶ月間の実証実験を行い、事業者としての採算性の判断や今後の方針について町へ報告していました

だくことになります。

次に、これも補正予算で計上した「上島町観光客専用自転車船賃無料化事業」について、10月1か月の利用状況を報告します。利用人数は331



アイランダー2012

人、内訳は、弓削汽船17人、芸予汽船67人、家老渡フェリー34人、生名フェリー115人、長江フェリー30人、三光汽船64人、魚島丸4人でした。

曜日別では、休日241人、平日90人。地域別では、広島県126人、兵庫県38人、愛媛県29人、大阪府25人の他、北は北海道、南は佐賀県からの利用者もあり、あらためてサイクリングブームの大さを感じる結果となりました。

今後は、来年9月末までの限定期間を延長するかどうかについての検討が必要となります。もう少し実績が出た段階で最終判断をしたないと考えております。

現在愛媛県では、知事を先頭に台湾とのサイクリング交流が深まっています。

先日も知事の台湾訪問に同行させていただき、サイクリングレースイベントに参加、しまなみ海道そして上島町のPR活動と台湾の人々との民間交流を行いました。今後の愛媛県と台湾とのサイクリングを通じた日台交流をはじめとする諸外国との国際交流に、上島町も積極的に参加していきたいと考えています。

次に、上島町スマートアイランド構想について

の衆議院選挙において、各党の公約に「脱原発」「卒原発」あるいは「原発再稼働」と原子力発電や再生可能エネルギーに関する様々な施策が打ち出される中、着実に歩みを進めています。

上島町では、平成22年度から「住宅用太陽光発電システム設置」に対する補助金として、1キロワット当たり4万5千円を交付しています。これは、新エネルギーの利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全等に関する町民意識の高揚を図り、環境に優しいまちづくりを推進するための政策です。その補助金は、24年度当初予算において、前年度実績から25件分を確保しておりましたが、今回提出している補正予算において42件分・555万円を追加しておりますように、近年、町民の皆様の関心が高くなっています。

今後はメガソーラーや太陽熱利用、潮流発電、潮汐発電などにも注目し、弓削商船高等専門学校などの御協力をいただきながら、自然エネルギーの有効活用を図りたいと考えています。

さて現在、弓削総合支所庁舎においては、住民の皆様が安心・安全にご利用していただけるよう、耐震補強工事及び改修工事を実施中です。期間中は、住民の皆様にご不便、ご迷惑をおかけいたしますがご理解、ご協力をお願いいたします。尚、完成は来年3月を予定しています。

次に、上島町の平成25年度当初予算編成についてですが、11月7日に編成基本方針を職員に示し、上島町の4駐在所は含まれおりません。これは、

駐在所37か所を廃止し、近隣の警察施設に統合することを発表いたしましたが、この廃止の中には、上島町の4駐在所は含まれおりません。これは、

伯方警察署と上島町との協議の中で、離島の特殊性を考慮してもらつた結果もあり、要望を受け入れて頂いた警察関係者の皆様に深く感謝いたします。



台日交流サイクリングツアー

議員の皆様にも、行政報告と併せて配布したところです。

内容は、「入るを量りて出づるを制す」といふ財政規律を基本に、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、緊急性・重要性の高い事業を選択することにより、最小の経費（コスト）で最大の効果（サービス）を上げることを目指すこと。また、先例にとらわれることなく、住民目線・家計目線で積極的に事業の見直しを進めることとし、安易に新規・増額要求を行うことなく、課内で事業調整を行うこと。さらに、町民生活の安全を守り、安心を支えるという基礎的自治体の役割を踏まえた経費を計画的に計上すること。」を基本方針と示し、具体的には前年度一般会計当初予算の基金繰入金7億1千万を6千万円（約8.5%）程度削減する6億5千万円以下の基金繰入金を数値目標として掲げました。

12月10日、各課からの予算要求を締め切りましたが、衆議院解散により、国民の暮らしや経済に大きくかかわる国の新年度予算編成作業は、年明けにずれ込む見通しであること、26日発足の新内閣は平成25年度予算を、国債費を除き71兆円以下に抑えるとした歳出枠の撤廃方針を固め、概算要求のやり直しも各省庁に指示する方針であり、24年度補正予算においても10兆円規模が必要であると表明していることから、今後も国の動向を注視し、情報収集を的確に行い、スピード感ある対応を進めてまいります。

さて、12月16日開票の衆議院議員選挙は、自公連立による圧倒的勝利という結果になりました。私としてはポピュリズムあるいはバラマキ政策による政権運営が、やっと正常に戻ったという感覚

ですが、その反面、あまりにも大きな揺れ戻しに当惑しているというのも現実です。

3年3ヶ月前、国民の為に寝食を忘れて全力を尽くしていた多くの国会議員が、発生源が明確でない「風の流れ」により国会から去らなくてはならない事態に陥りました。私は離島振興政策等により、愛媛県以外の国会議員との交流もあり、まじめに離島の格差是正に向け活動していただいていた先生が、自己責任ではない要因において落選するという現実に直面し、それを受け入れるまでは長い時間が必要でした。何を基準に投票するのかは、その目的や理念こそが重要であり、マスコミの風潮や外部の誘導行動に流されるべきではないと思います。自らの歩みは回りの様子に左右されるのではなく、大地にしっかりと足を踏みしめて、正確な情報の元、自らの信念で進めるべきだと考えています。

国民が目覚めるまでには、あまりにも長い3年3ヶ月でした。今後は同じことが繰り返されないことを願います。

結びに、私の3期目の初登庁の日に行つた全体課長会において、「上島町行政職員は町民の立場で考え、町民の代表として行動・実行して欲しい。」「どのようにしたら上島町が日本に、世界に誇れるふるさとになるかを考えて欲しい。」とお願いしました。

上島町発展の為には、町議会も町行政側も互いに切磋琢磨しなければならない立場にあり、上島町民への義務や目的は同じであるはずです。町行

いきましょう。

各議案の主な内容 及び議決結果

条 例 議 案

■専決処分の承認を求めるについて

●平成24年度上島町一般会計補正予算（第3号）

第46回衆議院議員総選挙が平成24年12月16日執行となり補正する必要が生じたが、議会を招集する暇がなかつたので専決処分したもの。

—承 認—

■上島町岩城生活文化センター条例を廃止する

条例

上島町岩城生活文化センター老朽化等に伴い当該施設を取り壊したため、関係規定を廃止する必要が生じたもの。

—原案可決—

■上島町の設置に伴い失効することとなる岩城村住宅新築資金等貸付条例の経過措置を定める 条例を廃止する条例

岩城村住宅新築資金等貸付条件に基づき貸付していった住宅新築資金等貸付金の償還が終了したため、関係規定を廃止する必要が生じたもの。

—原案可決—

■上島町条例の用字・用語等の整備に関する条例

上島町条例制定から8年以上経過し、上島町条例の点検を行つた結果、用字・用語等のバラつきを修正及び上位法との不一致等を調整する

必要が生じたもの。

■上島町指定地域密着型サービスの事業の人員 設備及び運営に関する基準を定める条例

地域主権一括法により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたもの。

原案可決

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

地域主権一括法により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたもの。

■上島町下水道条例の一部を改正する条例

■上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

地域主権一括法の施行により廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める必要が生じたもの。

その他の議案

■工事請負契約の締結について

- 上島町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

【契約の相手方】

越智郡上島町弓削鎌田237番地

代表取締役 小川 俊治

可決

補正予算議案

■平成24年度上島町一般会計・特別会計（6会計）補正予算《全8議案》

■上島町水道法施行条例

地域主権一括法の施行に伴い、上水道事業布設工事監督職員の配置基準及び資格基準と水道技術管理者の資格基準を定める必要が生じたもの。

原案可決

■上島町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例

■特別会計（6会計）

老人特別養護		生名船舶		魚島船舶		介護保険		CATV		国民健康保険	
総額	補正額	総額	補正額	総額	補正額	総額	補正額	総額	補正額	12億3580万円	2400万円
2億9010万円	▲2900万円	2億3700万円	3400万円	1億3720万円	▲50万円	7億190万円	1840万円	1億7300万円	700万円		

辺地に係る総合整備計画の変更について

本町の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、変更する必要が生じたもの。

原案可決